

活発化する海外との連携・提携の動き

東京工業品取引所が先鞭

東京工業品取引所企画部長 小野里光博

国際化と提携

市場の国際化の必要性が叫ばれるようになってから長い年月がたっています。日本の商品先物取引の分野においても、既に20年前に東京穀物商品取引所とシカゴ商品取引所（Chicago Board of Trade：CBOT）との間で、また数年前には大阪商品取引所とニューヨーク商品取引所（New York Mercantile Exchange：NYMEX）との間で、それぞれ上場商品の相互乗り入れを目的とする提携の動きが見られました。これらの先駆的な試みはいずれも日の目を見ることはありませんでしたが、近年、アジア太平洋地域で唯一活発な取引が行われているわが国の石油先物市場をめぐって、海外の取引所との提携が再び注目を集めるようになってきました。

2002年4月3日、東京工業品取引所はシンガポール取引所（Singapore Exchange：SGX）との協力関係を構築する旨の覚書（Memory of Understanding：MOU）を締結しました。

協力の内容は、①東京工業品取引所の原油先物をベースとする中東産原油指数先物（Middle Eastern Crude Oil Futures：MECO Futures）のSGXにおける上場②両取引所における原油先物取引の活性化③ガソリン・灯油のSGXへの上場その他の新たな商品

開発④その他両取引所相互に利益があると判断される他の分野における協力——の4点です。このMOU締結と同時に両取引所は協力して作業を進め、2002年11月12日、SGXで中東産原油指数の先物取引が開始されました。

プラッツ価格を採用

このMOUに基づく協力による東京工業品取引所にとっての最大の成果は、SGXの原油先物上場に向けての過程において、プラッツ社の配信価格を両取引所の原油先物の最終決済価格として採用できるようになったことです。プラッツ社というのは原油取引の世界で圧倒的な影響力を持つ価格報告機関であり、アジア向け中東産原油の多くは、このプラッツ社が発表するドバイ原油の価格を指標として取引されています。

2001年9月10日に東京工業品取引所が原油先物を上場した際にも、プラッツ社の価格の利用を検討したのですが、利用条件について同社と折り合うことができず、これを見送った経緯があります。

SGXは取引開始当初からプラッツ価格を採用していますが、東京工業品取引所も2003年2月26日発会の同年8月限から順次、最終決済価格をプラッツ価格に切り替えており、2003年7月末にはすべての限月の最終決済価格がプラッツ価格になる予定です。この商品



SGXとの提携に調印した両取引所首脳

設計の見直しはわが国の石油業界からも高く評価されており、国内の石油会社からの市場参加が増えることが期待されています。

また、取引開始日こそ数百枚の取引が成立したものの、その後ほとんど取引が成立しなかったSGXの原油先物も、東京工業品取引所が最終決済価格をプラッツ価格に切り替えて最終決済価格が共通化されることで、少量ながら次第にコンスタントに取引が成立するようになりました。

NYMEXとも締結

2002年9月、SGXとの協力作業の一環でシンガポールの国際会議に出席していた東京工業品取引所の濱田専務は、同じ会議に出席し

ていたNYMEXの役員から、NYMEXのWTI (West Texas Intermediate) 原油先物を東京工業品取引所の取引システム上で上場できないかという打診を受けました。この提案を受けて、同年11月、2003年3月の2度にわたる協議を踏まえて、2003年5月20日、両取引所は、上場商品の相互乗り入れの方策を検討するための協力関係を構築する旨のMOUを締結しました。

協力の具体的な内容は、①WTIを含むNYMEX電子取引商品について日本から注文発注できるフレームワークの構築に向けての検討②東京工業品取引所の上場商品について米国から注文発注できるフレームワークの構築に向けての検討③両取引所の市場流動性向上のための協力④市場管理のための情報交換・連絡⑤人事交流⑥その他両取引所相互に利益があると判断される他の分野における協力——の6点です。

このMOUの締結を踏まえて、まず、NYMEXの電子取引商品の注文発注を日本から行うためのフレームワークの構築に向けての検討が開始されることになっています。

上場商品の相互乗り入れ

こうした海外の取引所との上場商品の相互乗り入れは、冒頭にも記したようにわが国の商品取引所にとって20年来の課題です。技術的な問題は電子取引の発達によってほぼ克服されたといえるでしょうが、規制上の問題に関しては少なくとも日本側に明確な枠組みが存在する訳ではありません。この点については既に証券や金融分野では法的な枠組みを準備する動きが進行していますが、商品先物取引の分野においても同様の措置が速やかに講ぜられることが期待されます。